

大東まちづくり協議会規約

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は大東まちづくり協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所を大東福祉会館（大阪市都島区大東町2丁目19番16号）に置く。

(活動区域)

第2条 本会の活動の対象とする区域は大東小学校区とする。

(目 的)

第3条 本会は、『みんなのこころひとつ 住みよいまち大東』をスローガンとして、すべての活動区域の住民（以下「地域住民」という。）を対象に、より多くの人が自由に参加しながら、次のまちづくりに取り組んでいくことを目的とします。

- (1) 安全安心、すべての住民が楽しく明るく暮らせるまちづくり
- (2) 挨拶のできる、ふれあいのあるまちづくり
- (3) 誰もが気持ちよく暮らせ、感謝にあふれるまちづくり
- (4) 世代をこえたやさしさで、つながりあえるまちづくり
- (5) 自然とふれあうまちづくり

(構 成)

第4条 本会は、別表1に定める大東地域のまちづくりのために活動を行う団体を持って構成する。

(活 動)

第5条 本会は、前記の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本会の予算、決算、広報等の活動に関すること
- (2) 地域コミュニティづくりに関すること
- (3) 地域の防災、防犯、交通安全等に関すること
- (4) 地域福祉や健康づくりに関すること
- (5) 子どもの健全育成や非行防止に関すること
- (6) 生涯学習や郷土文化の継承に関すること
- (7) 環境美化に関すること
- (8) スポーツ活動に関すること
- (9) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること

2 なお、次の活動は行わないものとする。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 宗教の教義を広め儀式行事を行い、信者を教化教育することを目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、これに反対する事を目的とする活動
- (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する事を目的とする活動

第2章 役 員

(役員及び監事)

第6条 本会に、次の役員及び監事（以下「役員等」という。）を置き、役員等は別表2に定めるとおりとする。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 部会長 4 名
- (4) 会 計 2 名 (副会計を含む)
- (5) 監 事 2 名

(役員等の選任)

第 7 条 役員等は、運営委員会において選任する。

(役員等の職務)

第 8 条 各役員等の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 部会長は、部会の活動を統括し、事業の調整にあたる。
- (4) 会計は、本会の会計を担当する。
- (5) ① 監事は、本会の会計事務、財産管理及び運営状況を監査し、必要に応じて意見を述べる。
- ② 監査の結果、不正行為または法令、条令及び規則（以下「法令等」という。）もしくは本会規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを会長ならびに都島区長に報告すること。

(監事の兼職禁止)

第 9 条 監事は、当該まちづくり協議会の役員を兼ねてはならない。

(役員任期)

第 10 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

第 3 章 運営委員会

(運営委員会の組織)

第 11 条 運営委員会は、別表 1 に定める構成団体から各 1 名（以下「運営委員会」という。）を委員として組織する。なお、運営委員会が本会の円滑な運営に必要と認めた者は、委員に加えることができる。

(運営委員会の議決事項)

第 12 条 運営委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算、事業報告及び決算に関する事項
- (2) 役員等の選任に関する事項
- (3) 大東地域の「まちづくりビジョン」の策定に係る事項
- (4) 規約に関する事項
- (5) 部会の設置に関する事項
- (6) その他、会務上必要な事項

(運営委員会の開催)

第 13 条 運営委員会は、会長が招集する。

2 運営委員会は、次の場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 運営委員会の 2 分の 1 以上から請求があったとき

(運営委員会の議長)

第14条 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(運営委員会の定足数)

第15条 運営委員会は、運営委員の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(運営委員会の決議)

第16条 運営委員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

(運営委員会の書面表決等)

第17条 止むを得ない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員は、書面をもって表決し、又は他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。

2 この場合、定足数及び決議の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

(運営委員会の議事録)

第18条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

(1) 日時及び場所

(2) 運営委員の現在数及び出席者数（書面表決及び表決委任者を含む。）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印するものとする。

(会議録の作成及び公開)

第19条 地域住民、その他利害関係人が、運営委員会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

第4章 部 会

(部会の設置)

第20条 会長は、運営委員会の議決により、専門的な事項について活動を行う部会を設置することができる。

(部会の組織)

第21条 本会に、次に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事業を行う。

(1) 総務・広報部会

総務、広報活動に関する事業

(2) 防災防犯・環境部会

防災・防犯、環境などに関する事業

(3) 福祉・更生部会

福祉・更生などに関する事業

(4) 文化スポーツ・子ども青少年部会

文化・スポーツ・健康、子ども・青少年などに関する事業

2 各部会に、部会長1名、副部会長1名、部会会計1名を置く。

3 各部会長は、必要に応じ部会を招集し、議長を担う。部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代行する。

第5章 事業計画・予算、事業報告・決算、会計

(事業計画及び予算)

第22条 部会長は、部会の事業計画案及び予算案を作成し、会長に報告しなければな

らない。

- 2 本会の事業計画及び予算は、第 21 条に定める部会長からの報告をもとに会長がその案を作成し、運営委員会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 23 条 部会長は、部会の事業報告案及び決算案を作成し、会長に報告しなければならない。

- 2 本会の事業報告及び決算は、第 21 条に定める部会長からの報告をもとに会長が作成し、監事の監査を受け、毎年度事業終了後 3 ヶ月以内に、運営委員会の承認を受けなければならない。

- 3 監事による監査結果について、地域住民、その他利害関係人からの閲覧の請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。

(会計帳簿の整備及び公開)

第 24 条 本会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。

- 2 地域住民、その他利害関係人から閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

(事業年度)

第 25 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 個人情報

(個人情報)

第 26 条 本会が、まちづくりのための活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、次のとおり適正に運用する。

- (1) 個人情報とは、会長に提出された次の事項を記したものとする。

- ア. 氏名
- イ. 住所
- ウ. 電話番号
- エ. その他、必要とするもので同意を得た事項

- (2) 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行う。

- ア. 文書の送付
- イ. 名簿及び運営委員会組織図の作成

- (3) 個人情報の管理は会長または会長が指定する役員が、鍵のかかる場所に保管する。またパソコン内の個人情報のデータについては、パスワードを設定するなど適正に管理する。

- (4) 不要となった個人情報は、会長立会いのもと適正かつ速やかに廃棄する。

- (5) 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意なしに第三者に提供しない。

- ア. 法令に基づく場合

- イ. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

- ウ. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

- エ. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定め

る事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第7章 規約の変更

(規約の変更)

第27条 この規約は、運営委員会において議決を経なければ、変更することはできない。

第8章 雑則

(委任)

第28条 この規約の施行に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、会長が別に定める。

(付則)

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

(付則)

この規約は、平成26年3月20日から施行する。

1. 第10条の1に定める役員の任期は、本会の発足時に限り、平成26年3月末日までとする。

2. 平成26年4月1日付けで別表2を改定する。

(付則)

平成28年4月19日付けで別表2を改定する。

(付則)

平成30年4月19日付けで別表2を改定する。

(付則)

この規約は、平成31年2月18日から施行する。

(付則)

令和元年12月12日付けで別表1を改定する。

(付則)

この規約は、令和2年6月11日から施行する。

2. 令和2年6月11日付けで別表1及び別表2を改定する。

(付則)

令和3年12月9日付けで別表1を改定する。

(付則)

令和4年6月9日付けで別表2を改定する

(付則)

この規約は、令和5年12月14日から施行する。

(付則)

令和6年4月1日付けで別表1を改定する